

那覇港みなとまちづくりマスタープラン 検 証 結 果

令和2年3月
那覇港管理組合

那覇港みなとまちづくりマスタープランの検証報告書

企画建設部 クルーズ推進課
計 画 課

那覇港管理組合では、平成 21 年 8 月に港の隣接地を含む那覇港ウォーターフロントエリアの活性化に寄与することを目的として「那覇港みなとまちづくりマスタープラン」を策定している。

当該マスタープランにおいては、地域特性のあるウォーターフロント拠点形成を目指し 11 のゾーンを設定するとともに当該ゾーンを貫くプロムナードを位置づけ、ゾーン間の連結や交流を目指している。

また、当該マスタープランに位置づけられた施設等の整備にあたり、短期的に整備を行うフェーズ 1 を定め、その後、順次、フェーズ 2 からフェーズ 3 へ移行していく三段階に分けた行動計画を策定している。

この行動計画を推進するにあたっては、概ね 5 年毎に各フェーズにおける整備の実施状況を検証し見直しすることとなっていることから、今回、概ね 5 年以内に整備完了を目指すこととされたフェーズ 1 について、検証し見直しを行うものとする。



1. 那覇港みなとまちづくりマスタープランの概要について

平成 21 年 8 月策定的那覇港みなとまちづくりマスタープランの概要を以下に示す。

(1) 那覇港みなとまちづくりマスタープラン策定の目的

那覇港みなとまちづくりマスタープランについては、市民や観光客が自由・安全かつ快適に往来し、海やみなとの本来有する魅力に触れあえる水辺空間の整備の在り方や利活用方法について、みなとまちづくりのグランドデザイン（整備計画）や実現化に向けた行動計画（ソフト面含む）等を取りまとめ、それを推進するための官・民協働の取り組み体制を位置づけることによって、港の隣接市街地を含む那覇港ウォーターフロントエリアの活性化に寄与することを目的として策定されたものである。

当該マスタープラン策定にあたっては、那覇港が琉球王府の貿易港として栄えていた歴史的背景などから、港を万国津梁の中心として捉え、みなとまちづくりマスタープランの基本目標を「万国津梁のロマンあふれる交流のみなとまちづくり」と定めるとともに、これまでに整備が進められてきた各ゾーンの特色ある活性化策を補完するため、ウォーター

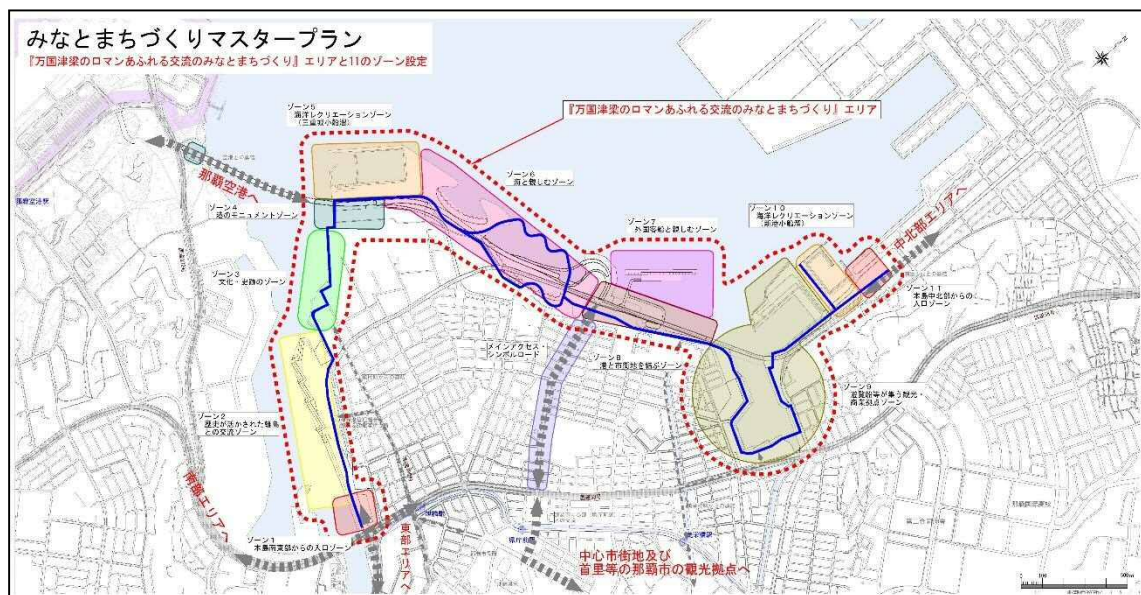
フロントエリア全体を貫くプロムナードを位置づけ、ゾーン間の連結や交流を目指すこととなっている。

(2) エリア・ゾーンの設定

当該マスタープランにおいては、港湾エリアの状況変化に合わせてウォーターフロントの道路整備や緑地整備との整合を図るために、「万国津梁のロマンあふれる交流のみなとまちづくり」エリアを設定している。

当該エリアをより魅力的かつ機能的に活性化の施策を展開するために、ウォーターフロントにおける特色有る地域性を活かし、各拠点毎に魅力有る空間づくりを行うことを目的として11のゾーンを設定している。

また、当該エリアにおいて、人流の軸として人の回遊性を飛躍的に高めると同時に各ゾーン間を有機的に連結させることによって、ウォーターフロントとしての一体感を演出し、各ゾーン間の相乗効果を発揮させるため、プロムナードの整備を推進することを位置づけている。



(3) みなとまちづくりの進め方 (全体行動計画)

那覇港ウォーターフロントにおける「みなとまちづくりマスタープラン」に位置づけられた施設の整備については、その範囲も広く、種類も多種・多様なものであることに加え、港湾機能の再編等、長期に渡る整備計画の影響を受けるものもあることから、ウォーターフロントの変化を早期に市民や観光客等にアピールするためには、港湾エリアの各ゾーンで現在進行中の事業や整備状況を勘案し、今後進められる新規事業についてのメリハリのある行動計画を策定することが極めて重要である。

したがって、ハード、ソフト事業に関わらず、旅客船バース（ゾーン7）と波の上緑地（ゾーン6）を中心に、すぐにでも実施可能な事業を集中させ、短期的に整備を行うため

の、インパクトのある行動計画として、まずフェーズ1を立ち上げ、その後順次、フェーズ2からフェーズ3へ移行していく三段階にわけた行動計画の設定を行う。

また、概ね5年ごとに各フェーズにおける整備の実施状況を検証し、見直しを行うことで「万国津梁のロマンあふれる交流のみなとまちづくり」エリア全体の早期整備実現を目指す。

2. 那覇港みなとまちづくりマスタープランの見直しに向けて

那覇港みなとまちづくりマスタープランについては、概ね5年ごとに各フェーズにおける事業の実施状況を検証したのち、各事業の見直しを行うことになっている。

那覇港管理組合において、フェーズ1の行動計画の実施状況について検証を行ったところ、港湾における情勢の変化等の影響により、フェーズ1に位置付けられた事業の一部に、実施時期や内容などを見直すことが必要であり、以下のとおり検証を行った。

(1) 見直しの方針及びその考え方

- ①フェーズ1に位置付けられたハード、ソフトの事業を対象とし、検証を実施する。
- ②①で検証した事業について、「実施済み事業」「実施中事業」「未実施事業」として区分する。
- ③「未実施事業」について、継続可能な事業となっているか課題・解決策等を検証し、継続の有無を判定する。
- ④「プロムナード」については、未実施箇所の状況を踏まえ検証し、新ルート（案）を提示する。

(2) ハード、ソフト事業の実施状況

「みなとまちづくりマスタープラン:フェーズ1(ハード事業)検証結果一覧表」別添 1(P5)

「みなとまちづくりマスタープラン:フェーズ1(ソフト事業)検証結果一覧表」別添 2(P6)

(3) 未実施事業の継続の有無

「みなとまちづくりマスタープラン ハード事業実施状況一覧表」別添 3(P7)

「みなとまちづくりマスタープラン ソフト事業実施状況一覧表」別添 4(P8)

「みなとまちづくりマスタープラン目標イメージ」のプロムナードのルート変更

別添 5(P9)

(4) プロムナード

- ・プロムナード整備率：50% (3.0km/5.9km)

フェーズ1に位置付けられた区間（三重城～若狭公園間）及び泊ふ頭内においては整備済であるが、フェーズ2・3の区間においては、ふ頭内の狭隘化や、計画ルートと道路建設計画が重複するなどの要因により、整備実施が困難な区間がある。

3. 今後の取組等について

今回検証したフェーズ1の結果として、必要性や有効性の観点から今後も継続して行う必要性が高い事業については、事業の見直しを行うなど引き続き実施に向け取り組む。

事業の見直しにあたっては、中長期的な視点を含め、現在那覇市が取り組んでいる「那覇市都市計画マスタープラン」の改定などの地域のまちづくりと連携を図る。

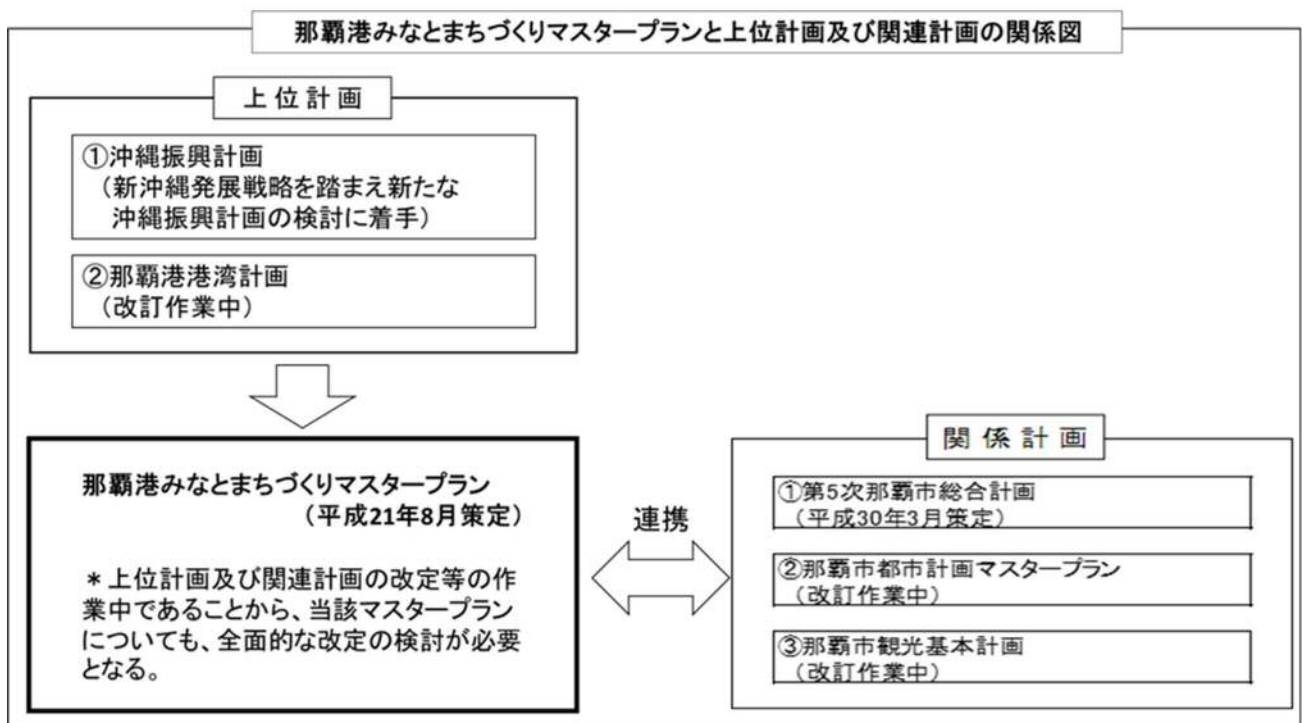
フェーズ2、3の事業については、本マスタープランの策定後、臨港道路若狭港町線の計画など那覇港を取り巻く環境が大きく変化して、実施が困難な事業が発生しており、大幅な見直しが必要となっている。

那覇港湾内では、緑地やパブリックアクセス道路及び旅客船等の人流とレクリエーションのための港湾施設が整備されてきたが、まちづくりにおける取り組みが限定的にならざるを得ない部分が出てきている。また、港湾内のみでなく隣接する背後を含めた地域の発展や広域的な賑わい創出などの取り組みも十分とはいえない状況にある。

この課題解決のためには、まちづくりの根幹を担う地域住民の考えやその取り組みが重要になることから、港湾管理者としての役割を踏まえつつ、港湾と地域まちづくりの発展に向けた「みなとのまちづくり」の在り方について関係市と検討する必要がある。

また、平成30年7月に国土交通省港湾局によって港湾における中長期政策「PORT 2030」が公表され「空間形成」などが主要な施策の一つとして位置づけられたことから、平成30年1月、みなと総合研究財団に「新みなとまちづくり研究会」が設置され、海・みなとから地域づくりを進展させるための検討が開始されることとなった。

那覇港管理組合においては、このような国の動向を踏まえ、現在取り組んでいる港湾計画の改訂と整合を図る必要もあることから、本マスタープランについては、「みなとのまちづくり」を含めて、今後、そのあり方を検討する。



ふとまちづくりマスタープラン：フェーズ1（ハード事業）検証結果ー

ゾーン/ゾーン名称		事業名	実施状況	
			実施済	未実施
ゾーン1	本島南東部からの入口ゾーン	駐車場の整備	●	
		案内版等の設置	●	
		ガス灯の設置		●
ゾーン4	港のモニュメントゾーン	シンボルとなるモニュメント施設の整備（換気塔）	●	
		駐車場の整備	●	
		プロムナードの整備	●	
		ガス灯の設置		●
ゾーン5	海洋レクリエーションゾーン（三重城小舟溜）	波の上緑地と共用する駐車場の一体的整備	●	
		案内版（サイン）の設置	●	
ゾーン6	海と親しむゾーン	ビーチの整備（シュノーケリング、ダイビングの場）	●	
		緑地の整備	●	
		利便施設（トイレ、シャワー等）の整備	●	
		プロムナードの整備	●	
		駐車場の整備	●	
		東屋等（ブライダル施設）の整備		●
		便益施設（売店・カフェ等）の整備		●
		水中結婚式施設の整備		●
		ハイブリッド灯の設置		●
ゾーン7	外国客船と親しむゾーン	旅客船バースの整備	●	
		ターミナルビル整備	●	
ゾーン8	港と市街地を結ぶゾーン	若狭緑地の拡充・再整備		●
		ハイブリッド灯の設置		●
		駐車場の整備	●	

みなとまちづくりマスタープラン：フェーズ1（ソフト事業）検証結果一覧

ゾーン/ゾーン名称		事業名	実施状況	
			実施済	未実施
ゾーン1	本島南東部からの入口ゾーン	カーナビへの情報登録要請	●	
		国道標識への対応協力要請	●	
ゾーン4	港のモニュメントゾーン	指定管理者制度の導入の検討（換気塔、駐車場等）		●
		ライトアップの実施		●
		フォトコンテスト、写生大会の実施（海、船、夕日、空港等）	●	
		展望施設を活かした学習会の実施	●	
ゾーン5	海洋レクリエーションゾーン（三重城小舟溜）	指定管理者制度の導入の検討（小舟溜、駐車場等）	●	
		ダイビング祭りの実施（ダイビング講習会等）	●	
		釣りスポットの設置		●
ゾーン6	海と親しむゾーン	指定管理者制度の導入の検討（ビーチ、緑地、駐車場等）	●	
		新春初泳ぎ、波の上ビーチ開き、なんみん祭、海の日ビーチ祭等の実施	●	
		清掃活動の実施	●	
		体験学習（シュノーケリング、ダイビング、スーパーフロート）の実施	●	
ゾーン7	外国客船と親しむゾーン	指定管理者制度の導入の検討（ターミナルビル等）		●
		観送迎セレモニーの実施	●	
		クルーズ船見学ツアーの実施	●	
		シーカヤック、カヌーの体験学習の実施		●
		イベント（ハーリー等）での活用実施		●
ゾーン8	港と市街地を結ぶゾーン	指定管理者制度の導入の検討（緑地、駐車場等）	●	
		清掃活動の実施	●	

みなとまちづくりマスタープラン ハード事業実施状況一覧

未実施事業

ゾーン	ゾーン名	事業内容	継続	今後の対応
1	本郷南部からの入口ゾーン	ガス灯の設置	○	那覇ふ頭の利用状況や今後のマスタープラン見直しを踏まえたうえ、環境負荷が少なく維持管理に優れたハイブリッド灯への見直し及び整備を検討します。
4	港のモニュメントゾーン	ガス灯の設置	○	当該ゾーン周辺におけるプロムナード整備状況や今後のマスタープラン見直しを踏まえたうえ、環境負荷が少なく維持管理に優れたハイブリッド灯への見直し及び整備を検討します。
6	海と親しむゾーン	東屋(ブライダル施設)の整備	×	屋外のブライダルとしては、民間のガーデンウエディング施設や実績が県内にあることやソフト的な工夫により、当該施設でも十分可能と考えられることから、施設整備は行わないこととします。
		便益施設(売店・カフェ等)の整備	×	便益施設については、指定管理者によって売店等の設置実績があることから、施設整備は行わないこととします。
		水中結婚式施設の整備	×	施設整備の要望がないこと、整備した場合の施設維持管理が困難であるとの意見があったことから、施設整備は行わないこととします。
		ハイブリッド灯の設置	○	利用状況や既存施設の状況を踏まえたうえ、整備に向けた検討を行います。
8	港と市街地を結ぶゾーン	若狭緑地の拡充。再整備	○	若狭緑地では、市民によるグランドゴルフなど利用状況があることから、引き続き検討を行います。
		ハイブリッド灯の設置	○	利用状況等を踏まえたうえ、整備に向けた検討を行います。

みなとまちづくりマスタープラン ソフト事業実施状況一覧

未実施事業

ゾーン	ゾーン名	事業内容	継続	今後の対応
4	港とのモニュメントゾーン	モニュメントの指定管理者制度の導入	×	うみそらトンネルの換気塔は、収益事業を実施することができないため、指定管理者制度の導入は困難となっております。併せて、同様な理由より、ライトアップについても見合わせることにします。
		モニュメントのライトアップ	×	
5	海洋レクリエーションゾーン (三重城小舟溜)	釣りスポットの設置	○	令和2年度、当該ゾーンにおいて、指定管理者において釣り大会が企画されていることから、事業を継続します。
7	外国客船と親しむゾーン	指定管理者制度の導入の検討 (ターミナルビル等)	○	2021年度の指定管理者制度導入を検討しております。
		シーカヤック、カヌーの体験学習の実施	○	那覇クルーズターミナルの指定管理者制度導入時に併せて検討を行います。
		イベント(ハーリー等)での活用実施	○	

